

鳥取県公報

目次
告示 豚コレラ予防指定区域の追加
雛白痢検査等の実施

鳥取県告示第五百四号

昭和二十七年九月鳥取県告示第四百五十三号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則による指定区域に次の区域を追加する。

昭和二十七年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県西伯郡淀江町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県告示第五百五号

家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により、雛白痢検査並びにニューカッスル病予防注射を次のように実施する。

昭和二十七年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、実施の目的 雛白痢、ニューカッスル病予防のため

二、実施する区域 県下一円

三、実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏、種鶏家に使用するもの。

四、実施の期日 自昭和二十七年十月二十八日 至昭和二十七年十月二十九日

五、検査、注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

雛白痢検査 凝集反応

ニューカッスル病予防注射 靜脈内注射